

(別 紙)

【掲載広告の範囲】

広告の内容が次のいずれかに該当するものは、掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) その他広告として掲載することが不相当であると市長が認めるもの

【規制業種又は事業者】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条に規定するインターネット異性紹介事業
- (6) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- (7) 市税を滞納している事業者
- (8) その他広告を掲載することが不相当であると市長が認める業種又は事業者